

すべての命をまもるため

医療保険に入っていない世帯への健康診断と出産や医療の支援



『初めて出産支援したフィリピン人親子』



『出産支援をして無事生まれたミャンマー人の子』



『政治闘争で逃げて来たパキスタン家族』



NPO法人北関東医療相談会

2024年12月3日（金）

自己紹介
【長澤正隆プロフィール】

カトリックさいたま教区終身助祭
NP0法人北関東医療相談会理事・事務局長

大学卒業後は食品会社に勤務、

- ・49歳で会社を退職し、カトリックさいたま教区終身助祭へ
- ・54歳終身助祭へ叙階される。
- ・従来、社会的に脆弱な立場の健康保険をもたない外国人の支援を実施。
- ・1997年(平成9年)6月第1回医療相談会を実施
- ・仮放免者という国内に存在する「認定されない難民生活者」に光をあて「すべての人が健康で平和な生活ができる共生社会の実現」に向けて医療相談を中心として支援しています。

【団体概要】

生活困窮している外国籍住民の検診、検診結果の説明、要治療者のフォローを実施しているボランティア団体です。

1997年(平成9年)6月「外国人のための医療相談会」、2013年4月「特定非営利活動法人北関東医療相談会」を設立しました。

【北関東医療相談会の賞罰】

- ① 群馬県国際交流賞 平成28年11月21日
- ② 東京弁護士会人権賞 平成29年1月11日

【メディア】

NHK心の時代「わたしのガリラヤに行く」、放送大学「情報社会と国際ボランティア活動」

特定非営利活動(NPO)法人北関東医療相談会

「この法人は、すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、特に外国籍・生活困窮者の為の保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の増進、災害救護、人権の擁護、国際協力などの活動を目的とする。(定款から)」

2024年4月現在 結成28年 NP011年 累計回数68回 受診者数 3,511人 会員171人 ボランティア700人
開催場所：岩手県 栃木県（宇都宮市） 群馬県（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市）
茨城県（取手市、笠間市）千葉県（流山市） 埼玉県（川口市） 東京都（清瀬市、千代田区麴町）

健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。（日本WHO協会訳）

SDGs

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

非正規滞在者	70,491人（2022年12月）
仮放免者数	4,671人（2022年12月）
難民申請者	3,772人（2022年12月）
難民認定	202人（2022年12月）

在留資格一覧表



就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

■ 仮放免者とは？

入管法に基づいて収容令書又は退去強制令書により収容されている者について、病気その他やむを得ない事情がある場合、一時的に収容を停止し、例外的に身柄の拘束を解くための措置 (法務省 2019)

日本政府から「あなたは日本にいてはいけない」と言われたけれども
国に帰ることはできず「入管」に収容
病気などの事情で一時的に「入管」外で生活することが認められた人



仮放免状態に置かれている人に共通していること

- ①何かしらの理由で帰国できない
- ②生活に困窮している

■仮放免者の大元急増する難民

紛争や迫害によって故郷を追われた人 **1億**

2000万人

難民 **3,530万人** (UNHCR支援対象者 **2,940万人** + UNRWA支援対象者 **590万人**)

国内避難民 **6,250万人**

庇護希望者 **540万人**

その他の国際保護を必要としている人 **520万人**

難民 (UNHCR支援対象者) *

29,400,000

パレスチナ難民 (UNRWA支援対象者)

5,900,000

国内避難民**

62,500,000

庇護希望者

5,400,000

その他の国際保護を必要としている人***

5,200,000

2023年6月14日

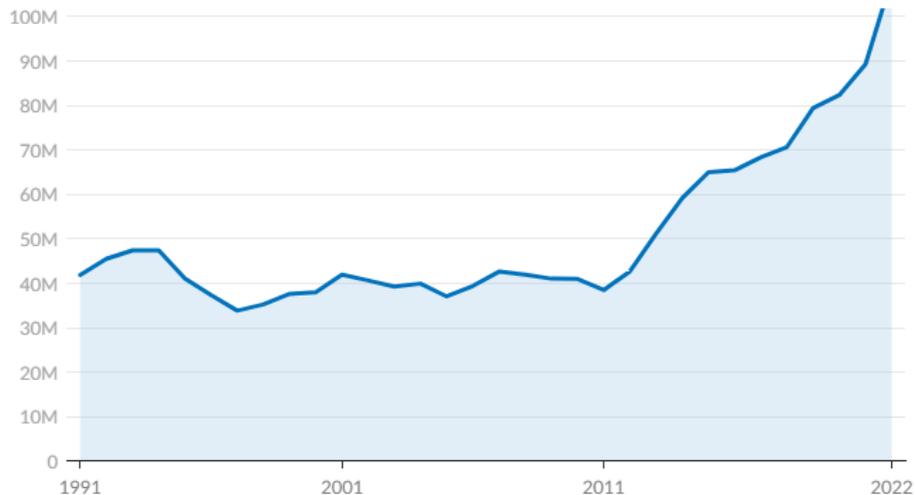
* 難民と同等に分類される人を含む

** 出典: IDMC

*** 国境を越えた避難を余儀なくされ、庇護希望者や難民などに分類されないが、国際的な保護を必要とする可能性がある出身国外にいる人 (強制的な帰還からの保護、一時的もしくはより長期的な基本的なサービスへのアクセスの確保など)

1億840万人 世界で故郷を追われた人

2022年末時点で、紛争や迫害、暴力、人権侵害、公共の秩序を著しく乱す事象により、強制移動に直面した人の数



2023年6月14日

Source: UNHCRグローバル・トレンドズ・レポート2022

主な出身国

難民、その他の国際保護を必要としている人の52%が3カ国からの避難に集中

シリア 6.5M

ウクライナ 5.7M

アフガニスタン 5.7M

2023年6月14日

Source: UNHCRグローバル・トレンドズ・レポート2022

「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れた」

別紙

あなたは、本国の[redacted]において、同村の族長であった亡父の後継者になるよう同村の長老たちから言われたが、条件として3人の幼児を生け贄にする伝統的儀式を行うことを求められたため、それを断ったところ、代わりに自分の命を捧げるよう脅迫された旨申立て、帰国した場合、同村の長老たちから殺害されるおそれがある旨主張していますが、当該申立てが事実であるとしても、あなたの主張する迫害主体は、本国政府ではなく、[redacted]村の長老たちであって、関係資料によれば、本国政府が上記者らによる違法行為を放置、助長している状況にあるとは認められないことからすれば、当該主張をもって、難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民(以下「条約難民」という。)の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められません。

その他のあなたの主張等を全て考慮しても、あなたが条約難民に該当するとは認められません。

帰国できない理由

① 政治紛争に巻き込まれる

- 選挙のたびに政党が変わり暴力を受ける
アジアに多く見られる
- 地域の鉱物資源の利権によって殺されかけた
(アフリカ地域)

② 日本生まれの子供にとって日本で育った子供の母国は日本

- 来日後日本人と結婚したことによって生まれた子供

- 2023年日本生まれの仮放免者の
子供の在留許可を認められた。
当会の支援にも3組の親子に在特
が認められ国民健康保険が出され
た。



③ 地域紛争によるもの

■ イランイラク戦争

概ね30年におよぶ仮放免
生活者が多い。当会の
シェルターに一名支援し
ている。

■ アフガニスタン戦争

近隣のパキスタン人が日本へ逃げて
来ている。

■ フィリピンの麻薬撲滅の政策

概ね10年以上の仮放免者



入院助産の運用について

子母発0808第1号
令和元年8月8日

都道府県
各指定都市
中核市
母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（公印省略）

児童福祉法第22条の規定に基づく助産の円滑な実施について

平素より、母子保健行政につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」といいます。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦（以下「対象妊産婦」といいます。）から申込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならないこととされています（以下「助産制度」といいます。）。

助産制度については、その活用が、児童福祉法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」といいます。）等への養育の支援の面で有効であるものと考えられます。このため、助産の実施が必要な妊産婦に対し、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう、下記の通り、特段の御配慮をお願いします。併せて、都道府県におかれましては、本通知について、管内市町村への周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。

記

1 助産制度の周知について

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第22条第6項の規定により、都道府県等は、助産の実施を行う必要があると認められる妊産婦に対して、助産の実施の申

し込みを勧奨することとされています。しかし、妊娠等に関する相談窓口の担当者が助産制度について十分に認識していないこと等により、対象妊産婦への勧奨が円滑になされていない状況があります。このため、女性健康支援センターその他の管内の妊娠等に関する相談窓口、関係機関及び団体等に対し、改めて助産制度に関する周知を徹底し、対象妊産婦に対する十分な勧奨が実施されるようお願いします。

2 徴収金基準額について

(1) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省事務次官通知）において、「真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても」助産の対象として差し支えないこととされています。

この点、助産制度を活用しようとする妊産婦が特定妊婦である場合には、この「真にやむを得ない特別な理由があるとき」に該当するものと解して差し支えありません。

(2) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」（平成11年4月30日厚生省児童家庭局長通知）において、妊産婦の属する世帯の課税階級区分の認定について、その妊産婦と同一世帯に属して生計を一つにしているすべての扶養義務者の課税額の合計額により行うものとされています。

この「生計を一つにしている扶養義務者」の範囲について、住民基本台帳上、妊産婦と「同一世帯に属して生計を一つにしている」者がおり、当該者が妊産婦の扶養義務者に当たる場合であっても、当該者が当該妊産婦へ虐待を行っている等、当該妊産婦が当該者から支援を受けることが困難であると認められる場合等においては、当該者は「同一世帯に属して生計を一つにしている」扶養義務者に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

3 各関係機関の連携について

都道府県等におかれましては、対象妊産婦について、助産の実施のほか、産前産後に保護・支援が必要となった場合は、各関係機関と連携するとともに、母子生活支援施設や婦人保護施設の活用等必要な対応を検討されるようお願いします。

保健課事務連絡)

- ・「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（令和2年1月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）

(10) 助産施設について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下（10）において「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあった場合には、助産施設において助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、適切な助産の実施や、同法第22条第4項に基づく助産制度に関する情報の周知を図るとともに、助産施設が未設置の都道府県等におかれては、設置について積極的な検討をお願いします。

また、助産制度の円滑な実施について、助産の実施が必要な妊産婦に対し、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう「児童福祉法第22条の規定に基づく助産の円滑な実施について」（令和元年8月8日付け子母発0808第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を発出しているところであり、助産制度の周知と徴収金基準額の弾力運用、各関係機関との連携について、特段の配慮をお願いします。

なお、「入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する母子保健分野の行政サービスの提供について」（平成28年3月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡）において、母子健康手帳の交付や入院助産の実施などの母子保健分野の行政サービスの提供について、在留資格の有無にかかわらず、必要に応じ適切に対応していただくよう周知をしているところであり、引き続き、個別の事情に配慮した上で、適切な対応をお願いします。

ケース

出産支援について

	Eさん
年齢	34歳
場所	埼玉県
支援依頼	包括支援センター
発生日月	2023年1月
国籍（使用言語）	<p>母親：カメルーン（フランス語/英語）</p> <p>①母親は母国で家族が殺され、本人は妊娠中でお腹を刺され緊急入院</p> <p>②日本で難民申請 同国人の支援</p>
パートナー	認知無し（行方不明）
出産時期	<p>2023年1月</p> <p>③子供：左心低形成症候群（僧帽弁閉鎖・三尖弁閉鎖）</p> <p>母親：帝王切開</p>
本人資格等	仮放免者
制度活用	<p>入院助産制度にて申請</p> <p>RHQ（難民事業本部）の支援</p> <p>最終的：子供は育成医療、障害者、</p> <p>母親：入院助産と育成医療、その後特定滞在</p>



出産支援とIOM帰国支援

	Lさん
年齢	40歳
場所	群馬県
支援依頼	他団体及び保健センター
発生日	2019年9月
国籍（使用言語）	母親：ミャンマー ①日本には2014年、 ②日本で難民申請却下
パートナー他	2014年に来日。難民申請却下に伴い、2019年3月に在留資格を失う（仮放免）。 当時2回目の難民申請中。就労不可のために収入0円 家賃、水光熱費はミャンマーコミュニティ負担 ・埼玉県H病院で2回ほど受診、妊婦健診券は交付されていないため、50万円保証金がないと継続受診が難しい状況。 ・助産制度を利用しての出産を説明、館林保健福祉事務所と打ち合わせ後、病院側と交渉し37万円まで下がったので合意する。最終的な費用負担は27万円
出産時期	2020年1月10日
本人資格等	家族全員仮放免者
制度活用	入院助産制度にて申請 IOM（国際移住期間）の手配で出国することができた。 ミャンマーに到着した日は皮肉にも2021年ミャンマー軍事クーデターの発生した日でした。



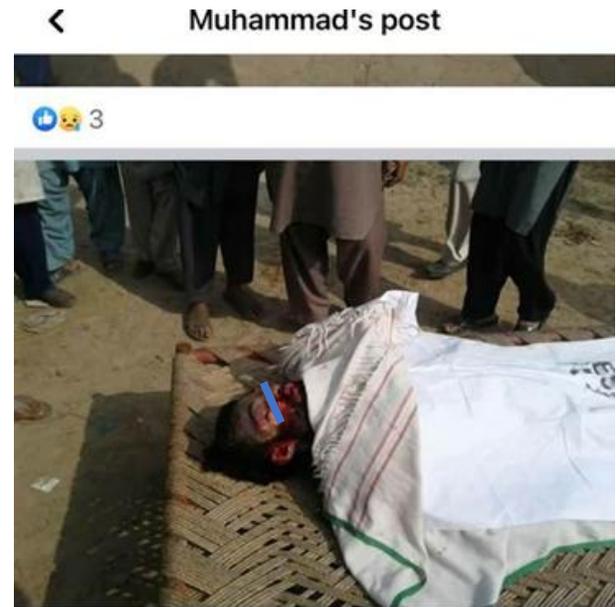
	アフシンさん
年齢	58歳
場所	東京
支援依頼	本人
相談月日	2023年1月
国籍 (使用言語)	本人：イラン（ペルシャ語/日本語/英語） ①当時のイラン政治体制に反対し、MKO（Mujahidi-e-Khalq:メキ）と呼ばれる反政府組織に所属していたので死刑になる恐れがあり、実際に友人、恋人、学校の先生が死刑となりました。 ②日本で難民申請 同国人の支援
パートナー	無し
症状	①PTSD：2006年2月2日の送還未遂にて発症 ②心房細動 慢性心不全：2016年に心房細動・慢性心不全（三井記念病院）と診断される。・病院にて810万円手術費用がかかると言われて手術を断念した。2022年4月 当会のクルド人中学生の心房細動のカテーテルアブレーション手術を実施したこと、また手術費用が安価であるという事が報道されたのをきっかけに当会に相談にきました。
本人資格等	仮放免者
	1. 仮放免者のため収入は無く、支援団体から毎月6万円支援。 2. 支援団体が集まり「アフシンさんのハートを支える会」を結成。国会議員への要請、入管への署名活動、医療費の募金を行う。支援者間で相談し無料定額診療の医療機関、東京都済生会中央病院手術へ相談し、結果として支払いは160万円。心臓手術の費用のための基金として456万円集めた。

医療支援 ①



医療支援②

	パキスタン人家族の支援
年齢	54歳
場所	埼玉県
支援依頼	本人
相談月日	2023年1月
国籍（使用言語）	本人：パキスタン（ウルドゥー語語/日本語/英語） ①初来日は2000年で、周囲の日本人と仲良く温厚に生活していた。2019年、パキスタンにおける政党間抗争に実弟とともに巻き込まれ、実弟が殺害され、家族に脅迫が届くようになったため、親日的感情を持っていた日本に、再度難民として入国した。
病名	潰瘍性大腸炎及び尿管結石
症状	①来日後の厳しい難民生活のためにストレスを被り、潰瘍性大腸炎を患った。 ②2020年3月28日から江戸川病院に通院、その後近くの独立行政法人 国立病院機構東埼玉病院に通院中、在留資格と難病認定を申請し、ともに認められた。 ③2023年5月に難病が治ったとして治療を中止した。翌年2024年2月に在留資格も喪失してしまった。直後に潰瘍性大腸炎が再発した。東埼玉病院で治療したが、治療費は300万円の借金となった。一部はRHQ（難民事業本部）が支払ったものの、現在も36万円の借金が残っている。
本人資格等	仮放免者
	1. 仮放免者のため収入は無い状態が続いている。 2. 北関東医療相談会では相談し無料定額診療の医療機関と対応中。 3. 潰瘍性大腸炎は、江戸川病院に薬の処方箋を依頼し従来、市中の薬局で購入していたが協力していただける薬局に原価で購入して対応した。



義弟の殺害



日本に来て初めて屋根のある
場所で宿泊できた。



乳がんで亡くなったカメルーン人



肝不全で亡くなったフィリピン人

AMIGOS



肝不全で亡くなったブラジル人



肝臓がんで亡くなったイラン人

支援する 技能実習生問題 ②



「我々は労働力を呼んだ。そしてやって来たのは人間たちだった。が、彼らはこの国の裕福さを食い尽くしはしなかった。それどころか、彼らはこの裕福さのために不可欠だった」
(スイス人) マックス・フリッシュ
1965年、イタリア人労働者たち取材録音しドキュメンタリー映画「シアモ・イタリアーニ (Siamo Italiani=我々はイタリア人だ)」



令和4年(2022年)1月14日
「出入国在留管理庁職員の使命と心得」

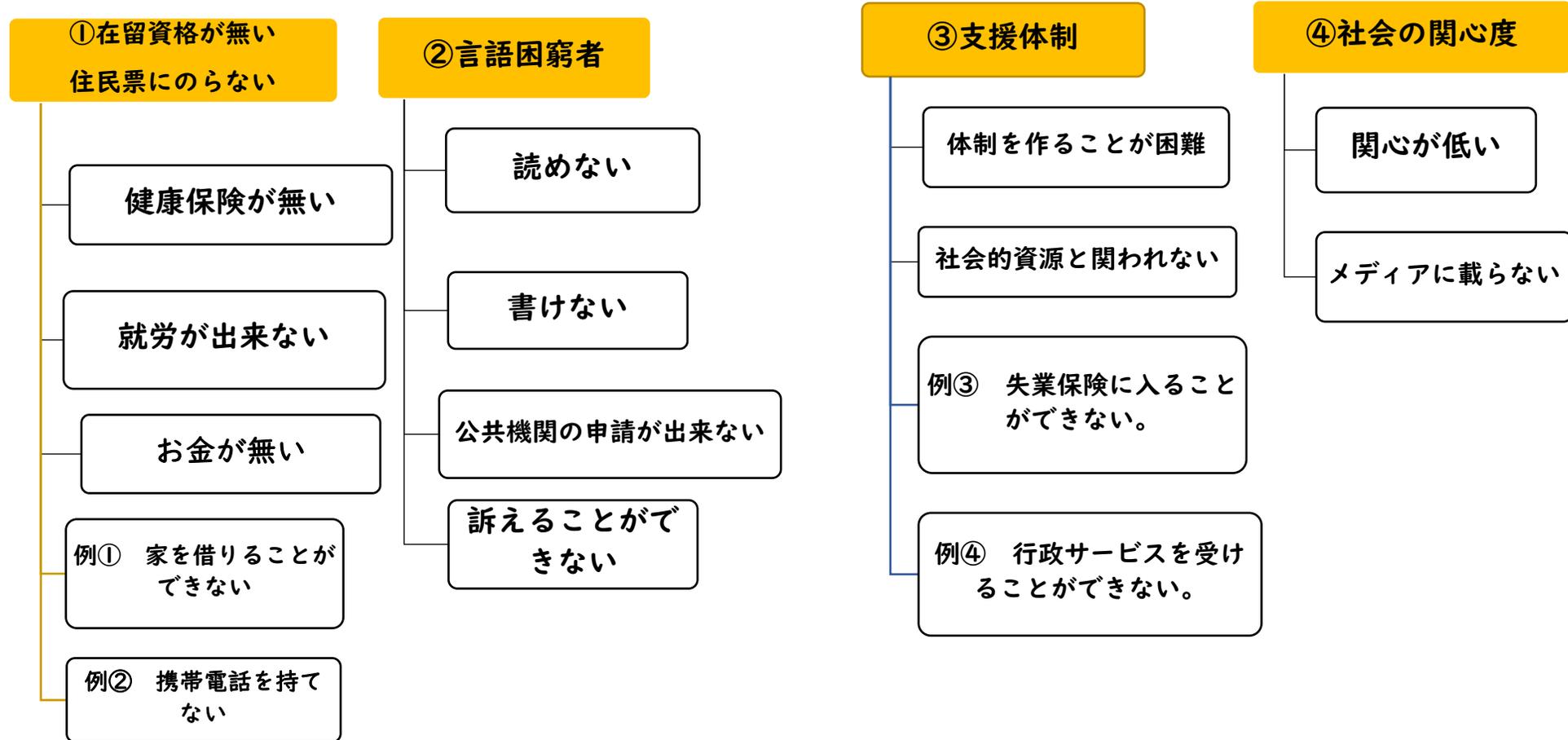
4 **人権と尊厳を尊重し礼節を保つ**
人権と尊厳を尊重し、人と接するあらゆる場面において、相手の立場、文化や習慣に十分に配慮しつつ、礼節を保ち、丁寧に接する。

2021年3月 卵巣がん手術生還



2021年1月 収容所にて死因不明死亡

私たちの隣人・仮放免者 難民申請者 オーバーステイ



③ 支援するために 動く病院をつくる

別記様式第9号（規格A4）（第4条関係）（その1）

（病院・診療所）開設後届

令和5年6月16日

群馬県知事 あて

開設者 〒

住所 群馬県太田市東別所町427-44

氏名 特定非営利活動法人北関東医療相談
代表理事 後藤裕一郎

電話番号 080-5544-7577

医療法施行令第4条の2第1項の規定により、（病院・診療所）の開設を下記のとおり届け出ます。

記

1 名称

第65回 医療相談会

2 所在地

〒373-0026 群馬県太田市東本町53-20 太田公民館・東別館
電話 (0276) 22-4410 番

3 診療科目

内科、婦人科

4 開設許可に係る年月日及び番号

令和5年5月26日 田保福第203-3号

5 開設年月日

2023年6月4日

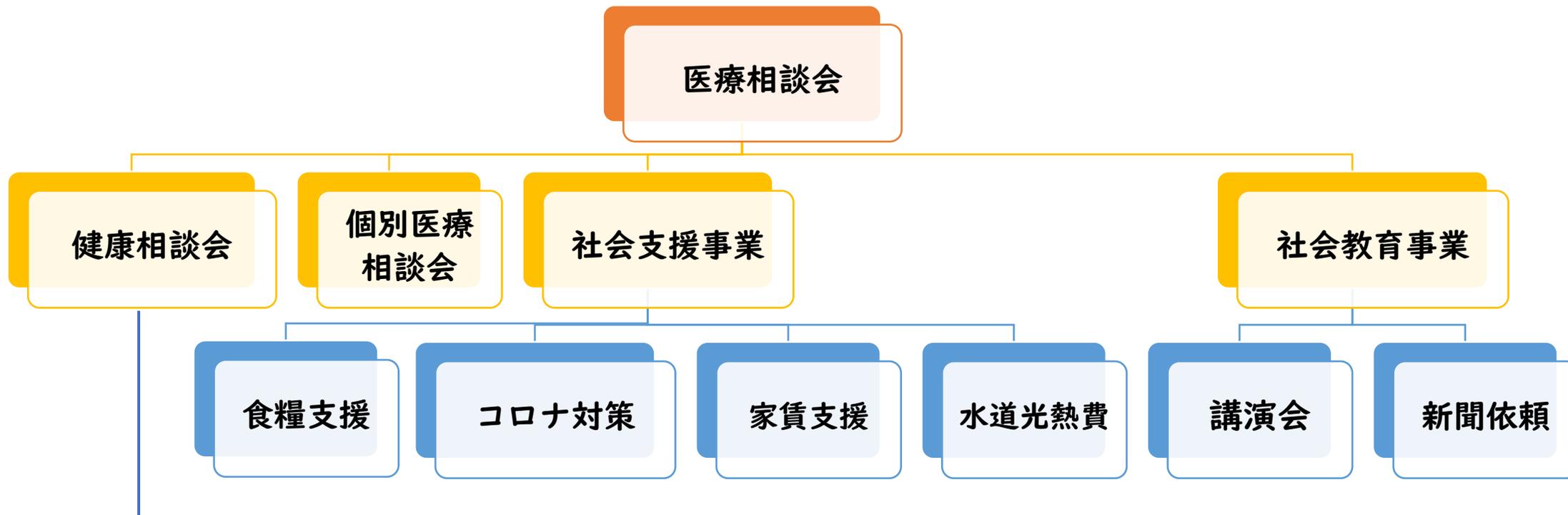
6 管理者

住所	群馬県前橋市日吉町四丁目19-17		
氏名	後藤裕一郎		
免許等	医(歯科医)籍 登録年月日	昭和56年6月16日	登録番号 261592
	臨床研修修了 登録年月日		登録番号

注 管理者は、他の医療機関の管理者でない者でなければならないこと（ただし、許可を受けた者を除く。）。



北関東医療相談会の支援事業 グッド・サマリタン



- ・ 病院・クリニック・・・100ヶ所
- ・ 薬局 100ヶ所
- ・ その他協力団体・・・ 移住連 東京つくりい 反貧困
- ・ 弁護士会・・・ 関東弁護士会

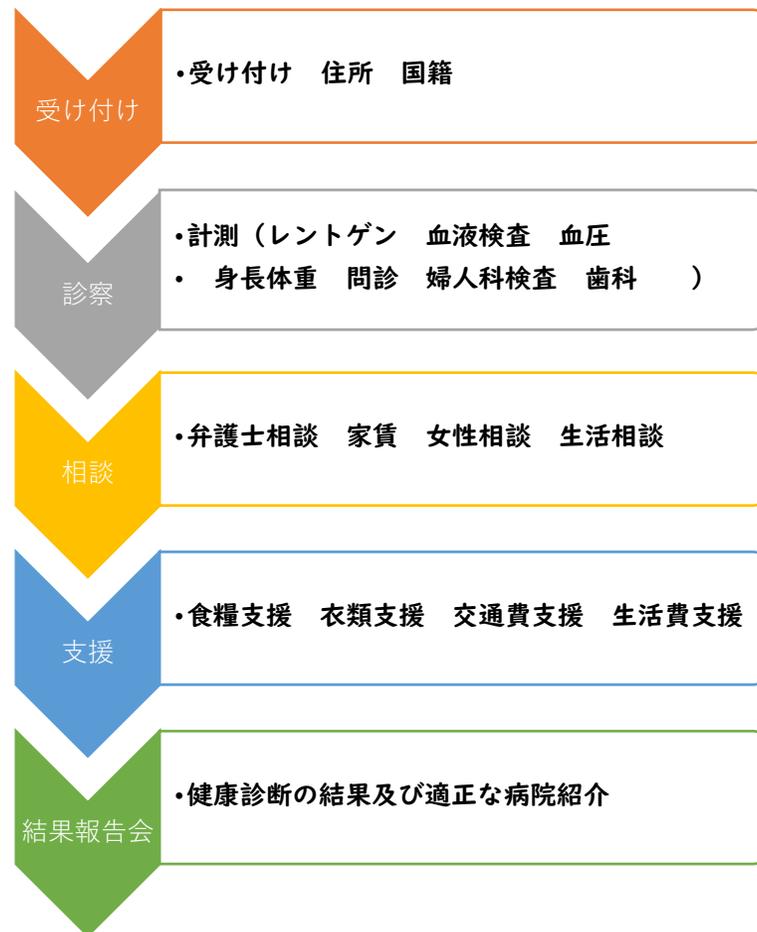


アミーゴス事業の内容

事業名	<p>ー医療からほど遠い在留外国人の側に立つー 外国人が生きていくための医療相談</p>
対象者・地域	<p>対象者：仮放免者・難民申請者等の在留資格がない在留外国人 地域：関東（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川）</p>
事業概要	<p>(1) 医療相談会の開催 健康診断会の結果を受けて病院への同行支援をおこない、女性、生活、法律相談を組み合わせた医療相談会の開催の実施。</p> <p>(2) 健康診断会「レントゲン、血液検査、尿検査、血圧、BMI、問診、心電図、歯科検査」を行い、病院への同行支援をしながら受診者の支援を検討する。</p> <p>(3) 電話相談と共に交通費支援、食糧支援、家賃支援、水道光熱費等社会的資源の支援を実施する。妊娠出産支援を入院助産制度を併用して実施する。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス対策：マスク（30枚/人）、アルコールジェル、石鹸（2個）の毎月の配布。体温計の付与、酸素濃度計の付与、解熱剤、感冒薬の支援、</p> <p>(5) 関東域における支援とともに実態把握のためのアンケート調査を実施し、在留資格のない外国人の健康問題を可視化し、社会へ報告し生活困窮者の実態を知らせる。</p> <p>(6) 医療費支援に必要な資金集め、医療支援から排除されない仕組みづくりの構築。</p>

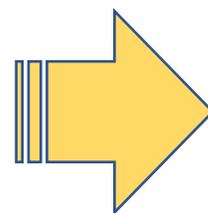
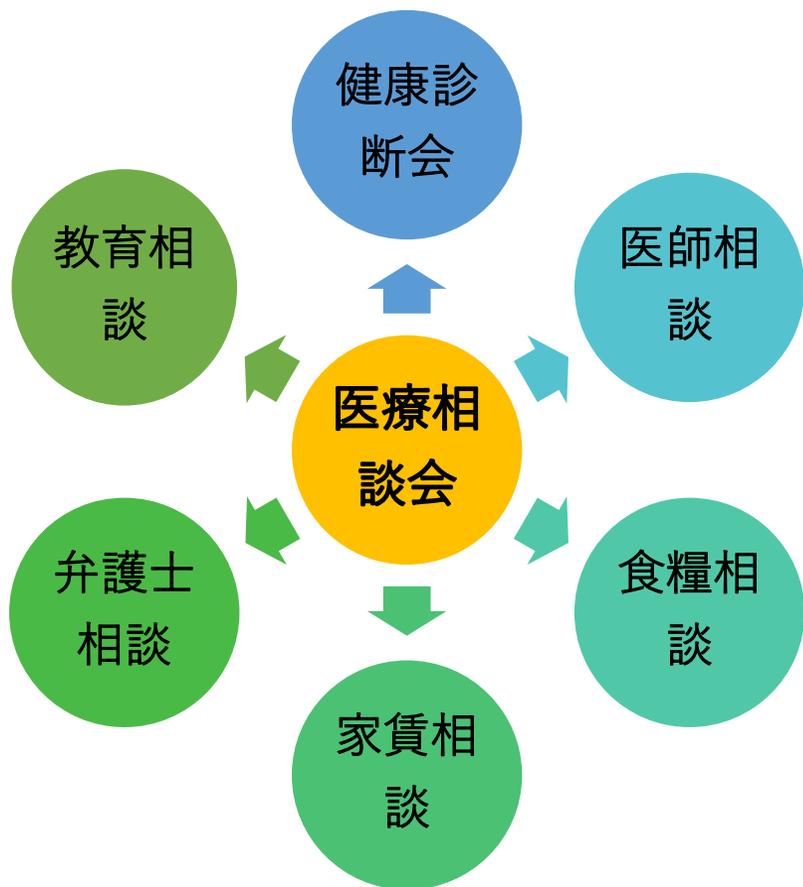
善きサマリア人のおこない 病院へのアプローチ

医療相談会のフローチャート



医療相談会のまとめ

医療相談会の役割と必要性



アウトプット 2 個別支援
個別医療支援 病院同行等
遠隔の場合 支援者に同行委託、 病院に電話交渉
協同団体：支援現場 での取り組み
食料支援・衛生用品 月1回配送
生活支援年1・2回 個人による寄付利用
乳児用品送付 自治体・学校連絡 入園入学手続き支援
家賃支援
自治体や市民に対する 広報啓発活動
結果発表・学習会 記者会見・書籍化



中間アウト 成果
① 無料定額診療の病院 治療費の負担 ② 病院の個人未払金の 返済 ③ 独自に病院と関係を つくり支払いをキャス レス化した
④ 各自治体に問題点の 指摘 ・入院助産 ・就学支援 ・精神の自立支援
⑤ 地域を超えた連携 ・北関東だけではなく ・東北地域 ・名古屋地域 ・近畿地域 ・新潟地域 ・沖縄地域

中間アウト 成果

- ① 無料定額診療の病院
治療費の負担
- ② 病院の個人未払金の
返済
- ③ 独自に病院と関係をつくり支払いをキャッシュ化した

- ④ 各自治体に問題点の指摘
 - ・入院助産
 - ・就学支援
 - ・精神の自立支援

- ⑤ 地域を超えた連携
 - ・北関東だけではなく
 - ・東北地域
 - ・名古屋地域
 - ・近畿地域
 - ・新潟地域
 - ・沖縄地域



病院等

病院 100

クリニック
100

薬局

薬局 27

その他



地方自治体

未払い補
填事業

就学支援

地方自治体2

保健センター

入院助産

アコウカイ	江戸川病院	千葉県済生会習志野病院
かたやまクリニック	港町診療所	総合守谷第一病院
かみづ歯科医院	高坂眼科	足利赤十字病院
こころクリニック	済生会川口総合病院	太田記念病院
しらかば診療所	済生会中央病院	大熊皮膚科
武蔵野寮園	埼玉協同病院	筑波大学附属病院
はつかり耳鼻咽喉科	埼玉赤十字病院	中野共立病院
ヒナ歯科クリニック	鹿島こどもクリニック	長谷川病院
ゆうりんクリニック	上福岡歯科	土浦協同病院
安田耳鼻咽喉科	新宿つるかめクリニック	東京慈恵医大
茨城西南医療センター	新小山市民病院	東京都立広尾病院
横田医院	成田富里徳洲会	東京都立病院
霞ヶ浦医療センター	聖母病院	藤代デンタルクリニック
慶友整形外科クリニック	西狭山病院	日本うつ病センター
古橋耳鼻咽喉科医院	板橋区医師会病院	夢の樹会
福岡小児科医院	飯塚歯科	宝診療所
並木メンタルクリニック	武井眼科	

ア	イ	ン	薬	局	すこやか薬局	鹿島中央薬局
あ	お	ば	薬	局	スマイル	長谷川薬局
あ	け	ぼ	の	薬	局	たんぼぼ薬局
イ	オン	薬	局	のぞみ薬局	土浦薬局	南山堂薬局
ウ	エル	シア	+	ひだまり薬局	日本調剤葛飾薬局	
エ	アド	デー	+	みどり調剤薬局	野方薬局	
さ	く	ら	薬	局	ミルキー薬局レインボー薬局	矢崎薬局
ス	ギ	薬	局	+	時の金薬局	クスの福太郎
+				+		埼玉きざろ薬局
+				+		(有)メディックファミリー薬局

④ 支援するために 見える動く病院



設営 医師ブース





打ち合わせ 医師ブース

設営開始

① 食糧、生活支援物資の準備



設営 レントゲン車



手前 婦人科検診車
後方 レントゲン車



受付 準備



1階 ボランティア 受付



スタッフ受付



血液検査

身体測定



尿検査



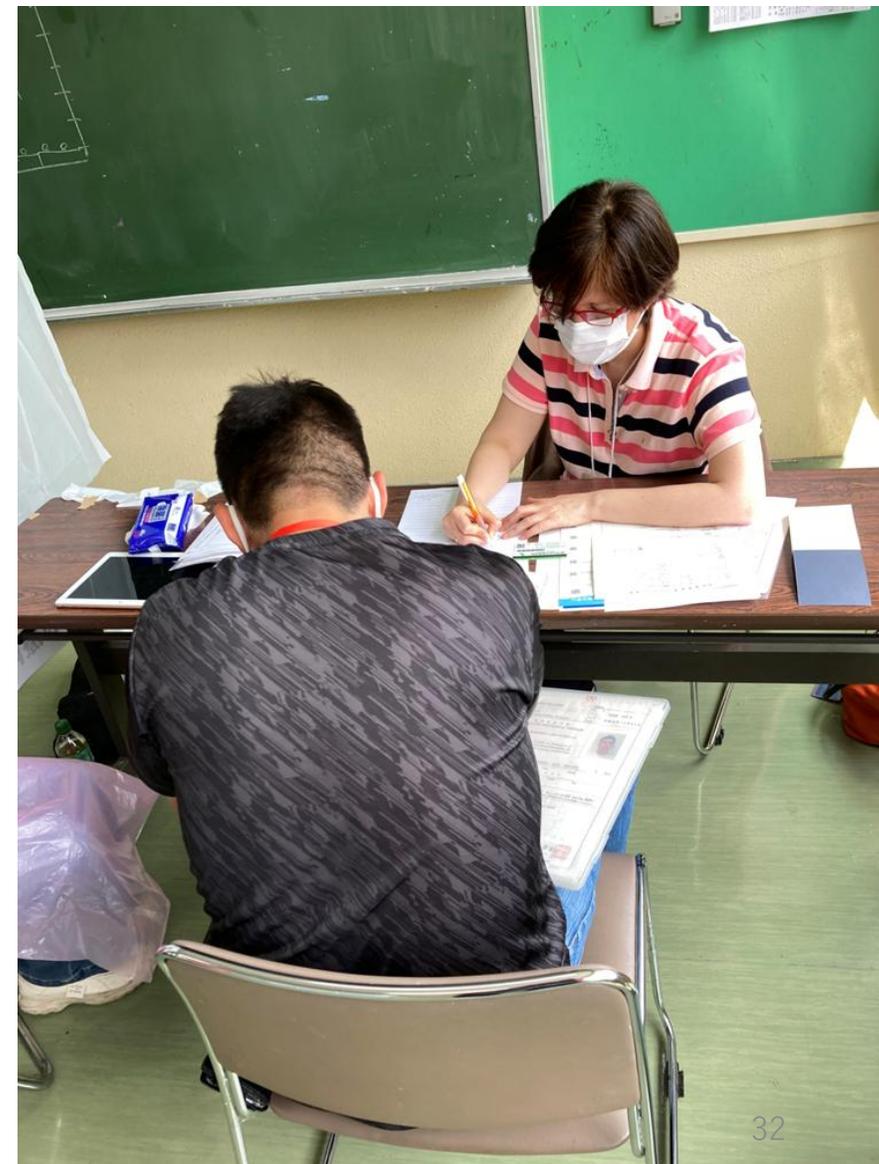
ボランティア受付



採血コーナー



精神科医師との診断



ボランティア受付と医師ブース前





医療相談会 ウェルカムコーナー

食糧支援

衣類支援

2023年6月 太田会場 症状一覧

- | | | |
|------------|------------|---------------|
| 生活習慣病疑い | 歯痛 | 潜血便 |
| 骨格筋・脊椎疾患 | 両手脱力感 | 筋緊張性頭痛 |
| 右膝の痛み | 周囲騒 | 不眠 |
| 尿管結石 | 左側頭部軟骨の硬化様 | 視力低下 |
| 左眼視力障害 | 胃潰瘍 | 関節痛 |
| 翼状片疑い | 胃炎 | 右手掌切創 |
| 腎機能障害疑い | 痔 | 血小板減少症 |
| 右背部から臀部の痛み | 精神不安定 | 鼠経部ヘルニア疑い |
| 耳鳴り | 右肩、右母指不全骨折 | 左下腹部腫痛 |
| 拒食 | 両踵部痛 | 下腿浮腫 |
| 顎関節症 | 胸やけ | 起床時動悸 |
| COPD起因諸症状 | 左下肢概則後面しびれ | 家族性高コレステロール血症 |
| 更年期障害 | 右手しびれ | 便秘 |
| 甲状腺 | 飛蚊症 | 片頭痛 |
| 重症胃食道逆流症疑い | 内耳炎悪化 | 心不全 |
| PTSD | 動脈硬化症 | 低気圧症候群 |
| パニック障害 | 心音不整 | 心窩部圧痛 |
| 不安神経症 | 甲状腺肥大 | 眼球結膜 |
| 閉所恐怖症 | | |

総合判定目安		
A	9	10
B	17	19
C	47	52
D	17	19
E (紹介状の数)	0	(27)
計	90	100.0

セーフティネットから外れた82%は経済的に病院に行けない

無料健康診断と支援

表1	2020年	2021年	2022年
年度末仮放免者数(人)	5,781	5,910	4,864
健康診断会	1回	1回	2回
個別医療支援件数(件)	48	102	80
主たる病気	1. 癌(年間9件): 大癌、すい臓癌(2件)、子宮癌、卵巣癌、肺癌、子宮頸癌、腎臓癌、乳癌(転移) 2. 外科的: 膝痛他	1. 癌: 卵巣癌、悪性黒色腫、 2. アルコール性肝炎 3. 糖尿病、鬱病	子宮筋腫(手術2名) ネフローゼ症候群、 出産支援(3件) 帝王切開、難病、 狭心症、 住血吸虫、 急性虫垂炎 他
医療費	531万1千円	1,226万6千円	1307万3千円
前年比(%)	192.7	230.9	106.5
内容	大腸癌→無料低額診療及び在留特別許可 乳癌→在留特別許可 国保適用 肺癌→在留特別許可 生活保護適用。	卵巣癌 在留特別許可申請→国民健康保険加入 アルコール性肝炎 胆嚢結石 無料低額診療で対応	難病(左心低形成症候群、ネフローゼ)の申請 心臓病(心房細動2件、狭心症、労作性狭心症)支援 糖尿病、
生活支援(食糧)	246万5千円	279万4千円	374万千円
前年比(%)	756.1	113.3	133.8%
家賃	165万8千円	562万9千円	200万3千円
前年比(%)	-	339.5	35.5%
郵送費	227万6千円	112万3千円	294万9千円
前年比(%)	1,507%	49.3%	262.6%
旅費交通費	202万8千円	216万4千円	205万8千円
前年比(%)	70.3	106.7	95.1
合計	1,373万8千円	2,397万6千円	2931万0千円
前年比(%)	229.9	174.5	122.2

合計
3065
万円

合計
6702万
4千円



2021年11月 肺癌患者 死亡

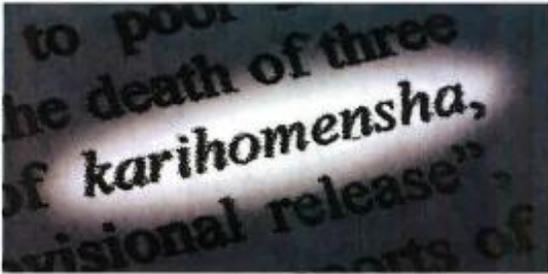


入管法の改正のために国連を利用する

国連の自由権規約委員会において仮放免を英語 provisional release からローマ字表記の *Karihomensha* が採用された。

◆帰らないのではなく『帰れない』

在留資格をめぐる出入国在留管理庁（入管庁）の判断基準自体についても、疑問の声が聞かれる。在留資格がなく退去命令が出された人の多くは命令に応じるが、帰国を受け入れられない人が入管施設や「仮放免」で暮らす。



入管庁は彼らについても「本来早く帰国すべきだ」というが、入管問題に詳しい国士館大学の鈴木江理子教授は「『帰らない』のではなく『帰れない』人も多い」と分析する。

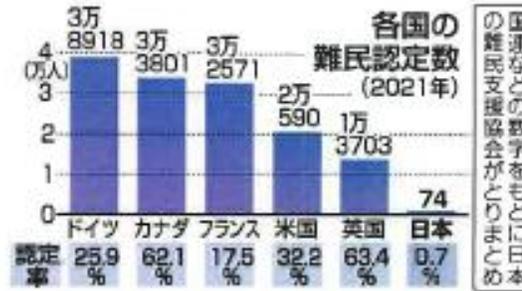
鈴木教授によると、迫害から逃れ来日しながら難民と認定されず、退去命令が出ても迫害が怖いので帰国できないまま申請を繰り返す例が多いという。セレンさん一家もこのケースで、父親は「帰国したら逮捕される」と恐れる。

難民条約の批准国である日本は、迫害から逃れた人を難民として受け入れる義務を負う。しかし、認定率は21年

0.7%、22年約2%にとどまり、25%（21年）のドイツなど他の先進国と比べ極端に低い。難民問題に詳しい渡辺彰悟弁護士は「日本は、命からがら逃げてきた人に迫害された証拠を厳格に求めるなど、ハードルを高くしすぎて、保護すべき人を保護できていない」と指摘する。

労働目的で来た人たちに関しても入管庁は、子どもが10年以上日本で育った場合などには「積極的に在留資格を与える」とのガイドラインを定めながら、許可件数を年々減らしている。

<連載 この国で生まれ育って 「入管法改正」の陰で> 解説



在留資格がない状態で日本で暮らす外国人に対し、働くことを禁じるなど生活を厳しく制約する「仮放免」制度。国連は人権侵害の疑いが濃くして改善を促すが日本は応じようとし、政府が今国会で成立を急ぐ入管難民法改正案についても、外国人を取り巻く環境がさらに悪化するとして識者から批判が相次ぐ。（池尾伸一）

国連の人権に関する委員会の勧告にも記載された“karihomensha”の文字

◆勧告を事実上無視する日本

「karihomensha」

国連の「自由権規約委員会」は2022年秋「仮放免」の外国人について労働も生活保護受給も禁じていることに、日本語読みをローマ字表記して懸念を表明。日本に「収入の手段を与えるべきだ」と要請した。

「子どもの権利委員会」も19年、仮放免の子が医療も十分受けられない状況を問題視し「保健サービスを与えるべきだ」と求めた。だが、日本は勧告を事実上無視している状況だ。



国会の参考人として

困難な問題を抱える女性への支援について

北関東医療相談会からの国連への問題提起

【仮放免女性の住居喪失リスク、および仮放免女性が妊娠した場合に生存の危機が深刻になりやすく母子保健や医療からも排除されている問題】



- ・ 10月末に委員会が公表した日本政府への統括所見（勧告）には、不利な状況にある女性たちが重層的な困難に直面しつづけていることへの認識と、あらゆる女性に対して妊娠と出産に関連した保健サービスへのアクセスが保障されるべきであることが含められました。
- ・ 家父長的な慣行に基づく規定すべてに対する是正が求められました。
- ・ 「仮放免」という用語は使用されておらず、日本で生まれた日本国籍ではない母親の子どもの国籍の問題についても明確な表現はありませんでしたが、AMIGOSさんのご協力のもとで委員会に提供した情報すべてに対して、委員会は憂慮すべき事態であると考えて是正を求めたものと考えられますし、そのように読み取ることは可能です。
- ・ 委員会の関心の中には、公開で行われたブリーフィングおよび日本政府との建設的対話（いずれもUN Web TV に録画あり）で現在も視聴できる部分に含まれているものもあります。

協働を呼びかけ、働きかけるもの

1. 在留資格の無い寄留者への国民健康保険の加入の制度化

- ・ 仮放免者の多くが医療を受けられない原因は、仮放免者は国民健康保険・協会けんぽなど社会保険に加入できず、全額自己負担の100%以上の医療費を支払わなければならないこと。
- ・ 仮放免者も処遇規則30条で置かれているので入管で医療費を出すことが相当ではないか。
- ・ 在留資格の無い仮放免者の国民健康保健の加入は在留特別許可を申請しかない。
- ・ 外部の診断書に沿って健康保険に加入できる制度が必要だ。

2. 働くことを認めセーフティネットの活用と生活保護法を適用すること。

- ・ 国は、生活に困窮し、命や生活の危機に瀕している仮放免者にも生活保護が必要。

3. 無料低額診療事業は在留資格のない外国人の砦です。医療機関への支援・未払補填事業の整備拡充を行うこと

- ・ 仮放免者を受け入れている医療機関がありますが多くは無料低額診療の病院です。そこで生じた医療費は原則医療機関負担となり、医療機関の経営に影響を及ぼしている。

4. 仮放免者に200%、300%の診療報酬を請求している病院があるのでやめてほしい。

国立病院を中心に、仮放免者に300%の診療費を請求している。診療報酬は、100%で良いはずがどうして生活困窮者に200%~300%の請求するのか患者本人に借金を負わすことになるのでやめてほしい。

